○三豊市ひとり親家庭等医療費支給に関する条例施行規則

平成18年1月1日
規則第86号

改正　平成18年3月31日規則第197号
平成18年6月23日規則第222号
平成18年9月29日規則第232号
平成19年3月29日規則第28号
平成19年11月27日規則第49号
平成19年12月5日規則第51号
平成20年3月28日規則第17号
平成20年6月27日規則第33号
平成21年7月10日規則第31号
平成23年6月30日規則第32号
平成26年12月26日規則第32号
平成27年12月25日規則第36号
平成28年7月1日規則第32号

(趣旨)

第1条　この規則は、三豊市ひとり親家庭等医療費支給に関する条例(平成18年三豊市条例第116号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条　この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(条例第2条第1項第4号の規則で定める男子)

第3条　条例第2条第1項第4号の規則で定める男子は、次のとおりとする。

(1)　離婚した男子であって現に婚姻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。以下同じ。)をしていないもの

(2)　配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)の生死が明らかでない男子

(3)　配偶者から遺棄されている男子

(4)　配偶者が海外にあるためその扶養を受けることができない男子

(5)　配偶者が精神又は身体の障害により長期にわたって労働能力を失っている男子

(6)　配偶者が法令により長期にわたって拘禁されているためその扶養を受けることができない男子

(7)　婚姻によらないで父となった男子であって現に婚姻していないもの

(医療保険各法)

第4条　条例第3条第1項の規則で定める医療保険各法は、次のとおりとする。

(1)　健康保険法(大正11年法律第70号)

(2)　船員保険法(昭和14年法律第73号)

(3)　国民健康保険法(昭和33年法律第192号)

(4)　国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)

(5)　地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)

(6)　私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)

(7)　高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)

(所得制限の基準となる所得の範囲及びその額の計算方法)

第5条　条例第3条第3項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)第23条に規定する障害児福祉手当の例による。この場合において、ひとり親等の本人についても、地方税法(昭和25年法律第226号)第34条第1項第6号に規定する控除を認めるものとする。

(認定手続等)

第6条　条例第4条第1項の規定により、受給資格の認定を受けようとする者は、受給資格認定請求書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。この場合において、市長は、必要とする書類等の提出又は提示を求めることができる。

2　市長は、前項の認定をしたときは、受給資格者証(様式第2号)を交付するものとする。

(受給資格者証の更新)

第7条　受給資格者は、毎年7月1日から同月31日までの間に、受給資格者証の更新を受けなければならない。この場合において、市長は、必要とする書類等の提出又は提示を求めることができる。

(支給申請及び医療費請求等)

第8条　条例第6条に規定するひとり親家庭等医療費の支給を申請しようとする受給資格者は、医療費支給申請書(医療保険各法に定める訪問看護(以下「訪問看護」という。)に係る医療費以外の医療費については様式第3号及び様式第4号、訪問看護に係る医療費については様式第5号とする。)を市長に提出するものとする。この場合において、受給資格者は、受給資格者証を市長に提示しなければならない。

2　条例第6条に規定するひとり親家庭等医療費等を請求しようとする医療機関等は、ひとり親家庭等医療費等請求書(様式第6号)及びひとり親家庭等医療費受給者別一覧表(様式第7号)により市長に請求しなければならない。

3　受給資格者は、第1項の場合において、医療保険各法の規定による高額療養費の支給を受けることができるときは、その旨を市長に申し出なければならない。

4　市長は、第1項の医療費支給申請書及び第2項のひとり親家庭等医療費等請求書の提出があったときは、その内容を審査し、当該申請及び請求に係る支給の額を決定の上、ひとり親家庭等医療費等を支給するものとする。

(変更届)

第9条　受給資格者は、受給資格者証の記載内容について変更があったときは、速やかに、市長に届けなければならない。

(受給資格者証の返還)

第10条　受給資格者は、受給資格を喪失したときは、速やかに、市長に受給資格者証を返還しなければならない。

附　則

(施行期日)

1　この規則は、平成18年1月1日から施行する。

(経過措置)

2　この規則の施行の日の前日までに、合併前の高瀬町母子家庭等医療費支給に関する条例施行規則(昭和61年高瀬町規則第8号)、山本町母子家庭等医療費支給に関する条例施行規則(昭和59年山本町規則第12号)、三野町母子家庭等医療費支給に関する条例施行規則(平成6年三野町規則第17号)、豊中町母子家庭等医療費支給に関する条例施行規則(昭和51年豊中町規則

第3号)、詫間町母子家庭等医療費支給に関する条例施行規則(昭和51年詫間町規則第191号)、仁尾町母子家庭等医療費支給に関する条例施行規則(昭和51年仁尾町規則第5号)又は財田町母子家庭等医療費支給に関する条例施行規則(昭和58年財田町規則第2号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附　則(平成18年規則第197号)

1　この規則は、平成18年4月1日から施行する。

2　改正後の様式第3号は、平成18年4月1日以後に受けた保険給付に係る母子家庭等医療費の支給申請について適用し、同日前に受けた保険給付に係る母子家庭等医療費の支給申請については、なお従前の例による。

3　改正前の様式第3号による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。

附　則(平成18年規則第222号)

(施行期日)

1　この規則は、平成18年8月1日から施行する。

(経過措置)

2　この規則の施行の日前に行われた医療等にかかる母子家庭等医療費の支給については、なお従前の例による。

附　則(平成18年規則第232号)

1　この規則は、平成18年10月1日から施行する。

2　改正後の様式第3号及び様式第4号は、平成18年10月1日以後に受けた保険給付に係る母子家庭等医療費の支給申請について適用し、同日前に受けた保険給付に係る母子家庭等医療費の支給申請については、なお従前の例による。

3　改正前の様式第3号及び様式第4号による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。

附　則(平成19年規則第28号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附　則(平成19年規則第49号)

改正　平成19年12月5日規則第51号

(施行期日)

1　この規則は、平成20年1月1日から施行する。

(経過措置)

2　この規則の施行の際現にある第11条の規定による改正前の三豊市生活保護法施行細則、第12条の規定による改正前の三豊市母子家庭等医療費支給に関する条例施行規則、第13条の規定による改正前の三豊市乳幼児等医療費助成に関する条例施行規則、第14条の規定による改正前の三豊市出産祝金条例施行規則、第15条の規定による改正前の三豊市老人医療事務取扱細則及び第17条の規定による改正前の三豊市障害者自立支援法施行細則による様式(以下「旧様式」という。)により使用されている書類は、それぞれこの規則による改正後の様式によるものとみなす。

3　この規則の施行の際現にある旧様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附　則(平成19年規則第51号)

この規則は、公布の日から施行する。

附　則(平成20年規則第17号)

(施行期日)

1　この規則は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2　この規則の施行の際現にある改正前の三豊市母子家庭等医療費支給に関する条例施行規則による様式(以下「旧様式」という。)により使用されている書類は、それぞれこの規則による改正後の様式によるものとみなす。

3　この規則の施行の際現にある旧様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附　則(平成20年規則第33号)

(施行期日)

1　この規則は、平成20年8月1日から施行する。

(経過措置)

2　この規則の施行の際現にある改正前の三豊市母子家庭等医療費支給に関する条例施行規則による様式(以下「旧様式」という。)により使用されている書類は、それぞれこの規則による改正後の様式によるものとみなす。

3　この規則の施行の際現にある旧様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附　則(平成21年規則第31号)

(施行期日)

1　この規則は、平成21年8月1日から施行する。

(経過措置)

2　この規則の施行の際現にある改正前の三豊市母子家庭等医療費支給に関する条例施行規則による様式(以下「旧様式」という。)により使用されている書類は、それぞれこの規則による改正後の様式によるものとみなす。

3　この規則の施行の際現にある旧様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附　則(平成23年規則第32号)

(施行期日)

1　この規則は、平成23年8月1日から施行する。ただし、第7条第1項の改正規定(「第6条第1項」を「第6条」に改める部分に限る。)及び同条第2項の改正規定(「第6条第1項」を「第6条」に改める部分に限る。)並びに様式第2号の改正規定(「4　医療費の請求は、診療月の翌月の初日から1年以内です。」を削る部分に限る。)は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2　この規則による改正前の三豊市母子家庭等医療費支給に関する条例施行規則の各様式は、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附　則(平成26年規則第32号)

(施行期日)

1　この規則は、平成27年1月1日から施行する。

(経過措置)

2　この規則の施行の際、この規則による改正前の三豊市ひとり親家庭等医療費支給に関する条例施行規則様式第7号による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附　則(平成27年規則第36号)抄

(施行期日)

第1条　この規則は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日から施行する。

(三豊市ひとり親家庭等医療費支給に関する条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第12条　この規則の施行の際、第11条の規定による改正前の三豊市ひとり親家庭等医療費支給に関する条例施行規則による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附　則(平成28年規則第32号)

この規則は、平成28年8月1日から施行する。